

固定電話サービス 利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. トトノエル株式会社（以下、「当社」という。）は、この、固定電話サービス利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、これにより固定電話サービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。
2. 本サービスには、本規約並びにその他の個別規定および追加規定（以下、総称して「個別規定等」という。）が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約および個別規定等は、第2条に定める契約者と当社の間で締結される本サービスの利用に関する契約（以下、「本サービス利用規約」という。）の内容となります。

第2条（用語の定義）

別紙1（用語の定義）のとおりとします。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本規約を変更する場合があります。
 - （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - （2）本規約の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による規約の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに、当社ウェブサイト（URL：<http://wansta.jp>）に掲示し、又は当社が別に定める方法により内容を通知します。変更後の本規約は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。
3. 本規約の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の規約に同意したものとみなされます。
4. 本サービスの全部又は一部を当社の都合により廃止する場合、第2項に定める通知を行います。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分（本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更を行った場合等）が廃止され、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。
5. 本規約および個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」という。）は、電子メールの送信、書面の郵送、書面の宅配、当社のウェブサイトでの掲載、その他当社が適当と判断する方法により行います。
6. 通知等を電子メールの送信、書面の郵送又は書面の宅配により行う場合、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。
7. 通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールや書面を送信もしくは発送した時点、

又は当社のウェブサイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第4条（外国における取扱いの制限）

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める利用規約等により制限されることがあります。

第1章の2 本サービスの種類

第5条（本サービスの種類）

1. 当社が提供する本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
固定電話専用サービス	主として契約者回線を設置して提供するもの
固定電話サービス	利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの

2. 本サービスには、料金表に定めする通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第2章 契約

第6条（契約の成立）

1. 本サービス利用規約は、利用希望者が本規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い、本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申し込み者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。
3. 本サービス利用規約は、別段の定めがある場合を除き、規約の定めに従い契約者又は当社から解除されるまで効力を有します。

第7条（契約の単位）

当社は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに1の本サービス利用契約を締結します。

第8条（本サービスの提供区域）

本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

第9条（契約申し込みの方法）

本サービス契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の御申込書を提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端の場所等
- (2) サービスの細目
- (3) その他契約申し込みの内容を特定するための事項

第10条（契約申し込みの承諾）

1. 当社は、本サービス契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の

申し込みを承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。

- (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
- (2) 本サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第55条（利用に係る契約者の義務）又は第58条（利用上の制限）の定めに違反するおそれがあるとき。
- (5) MDF室に回線終端装置および当社所定の端末設備を設置し、稼働させることについて、申し込み者が当該建物の所有者又は管理者から承諾を得られないとき。
- (6) 利用できないプラン又は付加機能が申し込まれたとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条（契約者の地位の承継）

1. 相続又は法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第12条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際、当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第13条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却又は契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第14条（契約者回線の終端）

1. 当社は、本サービス契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、特定事業者の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の地点を定めるときは、本サービス契約者と協議します。

第15条（契約者回線番号）

1. 本サービスの契約者回線番号は、1の契約者回線又は利用回線ごとに当社が定めます。
2. 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
3. 前項の定めにより、本サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。

（注）当社は、本条の定めによるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の定めによる場合は、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

第16条（請求による契約者回線番号の変更）

1. 本サービス契約者は、現に使用している契約者回線番号に対する次の通信を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、本サービス取扱所に対し当社所定の書面により変更の請求をしていただきます。
 - （1）迷惑電話（いたずら電話その他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。）
 - （2）犯罪目的電話（特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。)その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。)
 - （3）間違い電話（反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)
2. 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第17条（細目の変更）

1. 本サービス契約者は、細目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申し込みの承諾）の定めに基づいて取り扱います。

第18条（契約者回線の移転）

1. 本サービス契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第10条（契約申し込みの承諾）の定めに基づいて取り扱います。

第19条（その他の契約内容の変更）

1. 本サービス契約者は、第9条（契約申し込みの方法）第1項第3号に定める契約内容の変更の請求をすることができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申し込みの承諾）の定めに基づいて取り扱います。

第20条（利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その電気通信設備及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第21条（本サービスに係る利用権の譲渡）

1. 本サービスの契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
2. 本サービスの契約者は、利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属本サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3. 前項の定めにより本サービスの契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、本サービスの契約に係る利用権を譲り受けようとする者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合を除いて、これを承認します。
4. 本サービスの契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、本サービスの契約者の有していた一切の権利及び義務（第41条（通信料金の支払義務）の定めにより、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

第22条（本サービスの事業者変更）

1. 本サービスの契約者は、本サービスの事業者変更（現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が提供する電気通信サービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者が提供する電気通信サービス又は当社が提供するサービスに移行することをいいます。以下同じとします。）を請求することができます。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 第10条（契約申し込みの承諾）第2項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
 - (3) 当社が別に定めるものであるとき。
3. 当社は、本サービスの事業者変更があったときは、当社が別に定める場合を除き、本サービスの契約者から当社と締結している事業者変更前の該当する契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

第23条（契約者が行う本サービスの利用契約の解除）

1. 契約者は、あらかじめ通知して、本サービス利用契約を解除することができます。
2. 前項に基づく解除の効力発生日は、別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供終了に必要な取扱所交換設備、契約者回線および回線終端装置の撤去を完了した日とします。
3. 契約者が事業者変更により本サービスの利用を終了する場合、変更先の光コラボレーション事業者又は特定事業者による変更手続きが完了した日に本サービス利用契約は解除されたものとします。

第24条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
 - (1) 第31条（利用停止）の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 前号の定めにかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき、又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第31条（利用停止）第1項各号の定めのおおずれかに該当するとき。
 - (3) 第10条（契約申し込みの承諾）にて定める承諾が取り消されたとき。
 - (4) 契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき
 - (5) 本サービス利用規約以外の当社との契約に違反、又は違反するおそれがあるとき。
2. 当社は、前項に定める場合のほか、次の場合は、本サービス利用契約を解除します。
 - (1) 契約者回線について本サービス利用に必要な回線サービスの解除、又は利用回線以外の品目及び細目への変更があったとき。
 - (2) 利用回線について、本サービス利用権の譲渡があった場合であって、本サービス利用に係る権利の譲渡の承認請求がないとき。
 - (3) 利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。
3. 当社は、前2項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急時や、止むを得ない場合は、この限りではありません。
4. 本条第1項乃至第3項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
5. 本条第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
6. 本条第1項乃至第3項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。

第3章 付加機能

第25条（付加機能）

当社は、契約者から請求があったときは料金表に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第26条（付加機能の提供の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の提供の一時中断を行います。

第4章 端末設備

第27条（端末設備の提供）

当社は、本サービスの内容に貸与が含まれている場合又は契約者から請求があった場合には、別

紙料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第28条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。ただし、MDF室に設置した端末設備を除きます。

第29条（端末設備の返還）

1. 当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を当社又は特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。
 - (1) 本サービス契約の解除があったとき。
 - (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
 - (3) その他本サービス利用規約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。
2. 端末設備を紛失、破損した場合および当社の指定する返却期限までにご返却いただけない場合には、当社が別に定める機器損害金をお支払いいただきます。

第5章 利用中止等

第30条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上又は本サービスの品質確保の為やむを得ないとき。
 - (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第35条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの提供を中止するとき。
 - (4) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
 - (5) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第1項に定める場合のほか、本サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、本サービスの利用を中止することがあります。

第31条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。）。

- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 契約者回線を本サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
 - (4) 第 5 5 条（利用に係る契約者の義務）又は第 5 8 条（利用上の制限）の定め違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 契約者が当社と契約を締結している本サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、その本サービスに係る付加機能の利用を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。
 - (6) 前 5 号のほか、規約の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 4 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 3 2 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第 6 章 通信

第 3 3 条（相互接続点との間の通信等）

1. 相互接続通信は、当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。
2. 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」という。）は、当社又は特定事業者が相互接続協定により定めた地域とします。

第 3 4 条（通信の切断）

当社は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第 2 項の定めによる警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

第 3 5 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する

措置を含みます。)を行うことがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 11 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります
3. 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
4. 前3項に定めするほか、契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、本サービスを利用できないことがあります。

第36条（通信時間の測定等）

通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

第37条（国際通信の取扱い領域）

国際通信の取扱い地域は、料金表に定めるところによります。

第38条（契約者回線番号等通知）

1. 契約者回線等への通信については、その契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。
 - (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）
 - (3) その他当社が別に定める通信
2. 第1項の定めにより、契約者回線等の契約者回線番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先が当社の別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
3. 当社は、前2項にかかわらず、契約者回線等から、電気通信番号規則別表第12号に定めする緊

急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び契約者回線等に係る終端（回線収容部に收容されるもの以外のものとします。）の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4. 当社は、前3項の定めにより、契約者回線番号等を着信先へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の定めにより該当する場合に限り、その定めにより責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に定めする当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 本条第2項に定めする当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

(注3) 契約者は、本条の定め等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第7章 料金等

第39条（料金および工事に関する費用）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスおよび当社が貸与する端末設備の工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、料金表に定めるところによります。

※本条第1項に定める基本料金は、本サービスの態様に応じて、基本額、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および端末設備使用料を合算したものとします。

第40条（基本料金の支払義務）

1. 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に定める基本料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することが出来ない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたとき、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったとき、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の定めによるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない基本料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限る）

に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	す。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金。
当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。
契約者回線の移転、回線収容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は本サービスに係る契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により本サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第41条（通信料金の支払義務）

1. 契約者は、契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
2. 契約者は、接続契約者回線等と当社が別途指定するものとの間の通信について、本サービスに係る部分と当社が別途指定する電話サービス、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、当社が別途指定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ当社が指定する事業者が定める電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款等に定めるところによります。
3. 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の定めにかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は特定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は特定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社又は特定事業者が別に定めるところによります。
4. 前3項の定めにかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
5. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとしします。

第42条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、工事の着手又は事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第43条（工事費の支払義務）

1. 契約者は、契約の申し込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」という。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があったときまでに着手した工事の部分については、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第44条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金および工事費（以下、総称して「料金等」という。）の支払方法は、料金表に定めるところによります。ただし、当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合は、当社が別に定める場合を除き、本規約の定めにより料金表に定める料金等（当社が請求した料金等の額と本規約の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第45条（割増金）

契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第46条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

（注1） 第47条（債権の譲渡および譲受）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（注2） 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第47条（債権の譲渡および譲受）

1. 契約者は、料金等本サービス又はその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別

の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略できるものとします。
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条第1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第8章 保守

第48条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第49条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第50条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの

	輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者回線の経路、収容本サービス取扱所、回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

第51条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）もしくは固定衛星地球局より外国側もしくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表に定める基本料金
 - (2) 料金表に定める通信料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
3. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注1） 本条第2項第2号に定めする当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における

1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表の定めに基づいて取り扱います

第52条 (免責)

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この条において「改造等」という。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下、この条において「技術的条件」という。）の定めの変更（当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

第53条 (特定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

1. 契約の申し込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下、この条において「契約者等」という。）は、当社が別に定める事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の定めに基づいて、その事業者と電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。
2. 前項の定めにより契約を締結した者は、該当する事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

※ 本条第1項の定めは、当社が別に定める本サービスについて準用します。

第54条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第55条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取外し、変更し、分解し、若しくは、損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備

若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 5 6 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用規約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。
- (4) 本条第 2 号の定めにかかわらず、MDF 室へ設置した回線終端装置および当社所定の端末設備に必要な電気は、契約者又は建物の所有者もしくは管理者が負担するものとします。

第 5 7 条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社が別に定めるところによります。

第 5 8 条（利用上の制限）

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる通信を行うこと。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第59条（契約者の氏名の通知等）

1. 契約者は、特定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
2. 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る事業者に通知することについて、同意していただきます。
3. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
4. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
5. 契約者は、当社が、第47条（債権の譲渡および譲受）の定めに基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第31条（利用停止）の定めに基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を通知する場合があることについて、同意していただきます。
6. 契約者は、当社が第47条（債権の譲渡および譲受）の定めに基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、債権を譲り受けた事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
7. 本サービス契約者は、その利用回線に係る電気通信サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がその本サービス契約者に対してサービスを提供していることを事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
8. 契約者は、第31条（利用停止）第1項第5号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関及び総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第60条（特定事業者からの通知）

契約者は、次の場合には、特定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

- (1) 当社が、付加機能の提供又は料金若しくは工事に関する費用の適用に当たり必要があるとき。
- (2) 当社が、契約者回線から第三者による不正な国際通話の発信を監視するために必要があるとき。

第61条（電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

1. 当社は、契約者から申出があり、かつ当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に指定する事業者の契約約款等の定めによりその事業者が契約者に請求することとした電気通信サービス等の料金又は工事に関する費用について、その事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
2. 前項の定めにより、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に定めする取扱いを廃止します。

第62条（番号案内）

1. 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号もしくは当社又は当社が別に定める事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」という。）を行います。
2. 前項に定めるほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、当社又は特定事業者もしくは当社が別に定める事業者が提供する電話サービスの契約約款等の定めに基づいて取り扱います。
（注） 番号案内の利用に当たっては、接続契約者回線等から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号又は追加番号（着信課金番号を除きます。）を通知していただきます。

第63条（番号情報の提供）

1. 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第62条（番号案内）の定めにより番号案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために当社又は特定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。
2. 契約者は、前項の定めにより登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する特定事業者から電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供されることを予め了承するものとします
（注1） 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
（注2） 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社又は特定事業者が提供します。

第64条（法令に定める事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第65条（閲覧）

この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第66条（附帯サービス）

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

第67条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、本サービスの契約締結時および締結後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと。
3. 項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第68条（サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、当社又は特定事業者の事由等により、本サービスの全部、又は一部を変更又は廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更又は廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第69条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で、本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第70条（準拠法）

本利用規約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本国法に準拠するものとします。

以上

附則

本利用規約は、2024年2月1日より効力を有するものとします。

2022年6月1日 制定

2022年9月1日 一部改定

2023年4月11日 一部改定

2023年6月29日 一部改定

2023年10月1日 一部改定

2024年2月1日 一部改定

別紙1 用語の定義

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3) 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
(4) 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」という。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
(5) 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
(6) 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に定めする電気通信番号（当社が別に定めるものに限りません。）を相互に用いて行うものとし、）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
(7) 音声利用 I P 通信網サービス	本サービスを使用して行う電気通信サービス
(7の2) 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
(8) 音声利用 I P 通信網サービス取扱所	(1) 音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
(9) 所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その音声利用 I P 通信網サービスの契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所
(9の2) 取扱所交換設備	音声利用 I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
(10)	固定電話専用サービス契約者又は固定電話サービス契約者

契約者	
(11) 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の定めに基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第10項に定めするものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
(12) 接続契約者回線	(1) 固定電話専用サービスにおける1又は2に係る契約者回線であって、利用回線を使用して提供するに係るもの (2) 電気通信回線であって、固定電話サービスに係るもの
(12の2) 利用回線	本サービスにおける契約者回線であるもの
(12の3) 契約者回線	固定電話専用サービス契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申し込み者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
(12の4) 接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 契約者回線 (4) 当社が必要により設置する電気通信設備
(13) 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
(13の2) 収容音声利用IP通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用IP通信網サービス
(14) 端末設備	接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
(15) サービス接続点	音声利用IP通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点
(16) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(17) 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(17の2) 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
(18)	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

協定事業者	
(18の2) リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、本サービス内で接続する通信
(19) 相互接続通信	互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含まず。）
(20) 契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点
(21) 消費税相当額	(3) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の額

別紙2 料金表（通則）

第1条（料金等の計算方法等）

1. 料金等は、この料金表（以下、「料金表」という。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、契約者が本サービス利用規約に基づき支払う利用料を料金月（1の暦付きの起算日（当社が本サービス利用規約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（端数処理）

当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第3条（料金等の支払い）

契約者は、料金又は工事費その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金又は工事費その他の債務について、収納代行業者および当社が指定する金融機関などに支払っていただきます。契約者は、料金又は工事費その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第4条（利用料の一括後払い）

当社は、当社に特別な事情がある場合は、あらかじめ契約者に通知して、2ヶ月以上の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第5条（前受金）

当社は、当社が請求することとなる料金等について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないこととします。

第6条（消費税等相当額の加算）

本規約により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める消費税等相当額を加算した額とします。

※ 規約の定めにより支払いを要することとなった料金等について、消費税等相当額込で定める額から計算した額と異なる場合があります。

第7条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、規約の定めにかかわらず、臨時に、料金等を減免することがあります。

以上

別紙3 料金表（基本料金・工事費・事務手数料）

■固定電話専用サービス

1. 基本料金

(1) 基本額

(税込)

サービス名	単位	月額料金
固定電話専用サービス1	1 利用回線ごと	2,750 円
固定電話専用サービス2	1 利用回線ごと	3,850 円

(2) 付加機能使用料

(税込)

サービス名称	単位	月額利用料
番号表示機能	1 利用回線ごと	440 円
番号リクエスト機能	1 利用回線ごと	220 円
割込通知機能	1 利用回線ごと	330 円
電話転送機能	1 番号ごと	550 円
迷惑電話おことわり機能	1 利用回線 又は 1 番号ごと	220 円
着信通知メール機能	1 番号ごと	110 円
FAX 通知メール機能	1 番号ごと	110 円
番号追加サービス	1 番号ごと	110 円
チャンネル追加サービス*	1 利用回線ごと	220 円
テレビ電話	—	無料
高音質電話	—	無料
フリーアクセスサービス（基本機能）	1 番号ごと	1,100 円
複数回線管理機能	1 番号ごと	1,100 円
発信地域振分機能	1 番号ごと	385 円
話中時迂回機能	1 迂回グループ ごと	880 円
着信振分接続機能	1 振分グループ ごと	770 円
時間外案内機能/ 受付先変更機能	1 番号ごと	715 円
カスタマコントロール機能	—	無料
特定番号通知機能	1 番号ごと	110 円
固定電話 サービス	全国利用型	#ダイヤル番号 あたり 16,500 円
#ダイヤル サービス	ブロック内利用型	#ダイヤル番号 あたり 11,000 円

グループ通話定額	1チャンネルごと	440円
----------	----------	------

(3) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、合算にて請求いたします。

項目	単位	金額
ユニバーサルサービス料	1電話番号あたり	総務省公表のとおり ※1
電話リレーサービス料	1電話番号あたり	総務省公表のとおり ※2

※1 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/

※2 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/

(4) 端末設備使用料

端末設備名	月額料金
固定電話専用サービス対応ルータ	無料

2. 工事費

1. 新規開通工事費

(税込)

サービス名	工事内容	工事費
固定電話専用サービス1 固定電話専用サービス2	屋内配線工程がある場合	23,100円
	屋内配線工程がない場合	11,660円
	お客さま宅内の配線設備などを再利用し、お客さまご自身で回線終端装置などを設置する場合	4,400円

2. 契約事務手数料

(税込)

項目	手数料
新規契約事務手数料	3,300円
転用契約事務手数料	
事業者変更契約事務手数料	

3. 移転工事費

(税込)

サービス名	工事内容	工事費
固定電話専用サービス1 固定電話専用サービス2	屋内配線工程がある場合	23,100円
	屋内配線工程がない場合	11,660円
	お客さま宅内の配線設備などを再利用し、お客さまご自身で回線終端装置などを設置する場合	4,400円

* 標準的な工事の場合の金額となります。工事の内容によっては、別途工事費が発生する場合があります。

4. 品目変更工事費

(税込)

変更前	変更後	工事費
固定電話専用サービス 1	固定電話専用サービス 2	3,300 円
固定電話専用サービス 2	固定電話専用サービス 1	2,200 円

5. 機器設置工事費等

(税込)

工事区分		単位	料金	
基本 工事費	派遣工事	1 工事ごと	8,250 円	
	無派遣工事	1 工事ごと	2,200 円	
交換機等 工事費	基本機能	1 利用回線 ごと	1,100 円	
	発信者番号通知の変更を 行う場合	1 番号ごと	770 円	
	付 加 機 能	番号表示機能	1 利用回線ごと	1,100 円
		番号リクエスト 機能	1 利用回線ごと	1,100 円
		割込通知機能	1 利用回線ごと	1,100 円
		電話転送機能	1 番号ごと	1,100 円
		迷惑電話 おことわり機能	1 利用回線 又は 1 番号ごと	1,100 円
		着信通知メール 機能	1 番号ごと	1,100 円
		FAX 通知メール 機能	1 番号ごと	1,100 円
		番号追加サービス	1 番号ごと	770 円
		チャンネル追加 サービス	1 利用回線ごと	1,100 円
		テレビ電話	—	無料
	高音質電話	—	無料	
	同番移行	1 番号ごと	2,200 円	
	固定電話サービス #ダイヤルサービス	1 番号ごと	1,100 円	
フリーアクセスサービス (基本機能)	1 番号ごと	1,100 円		
発信地域振分	1 サービス番号 ごと	1,100 円		
話中時迂回機能	1 サービス番号 ごと	1,100 円		

	着信振分接続機能	1 サービス番号ごと	1,100 円
	時間外案内機能／ 受付先変更機能	1 番号ごと	1,100 円
	カスタマ コントロール機能	1 サービス番号ごと	1,100 円
	特定番号通知機能	1 番号ごと	1,100 円
機器	機器設置工事費	1 台ごと	1,650 円
工事費	機器設定費	1 台ごと	1,100 円
同番移行工事費		1 番号ごと	2,200 円
加入電話等利用休止工事費		1 加入権ごと	1,100 円

6. その他工事費など

- ① 土日祝日に工事を行う場合、(1)、(2)に定める金額とは別に、土休日工事費加算額として、3,300 円をお支払い頂きます。支払方法は、一括払いとなります。
- ② 時刻指定工事（1 時間ごとに設定可能）をご希望される場合、時刻指定工事費を加算した金額をお支払いいただきます。

(税込)

時刻指定を希望される時間帯	時刻指定工事費	
	東日本エリア	西日本エリア
9:00～16:00	12,100 円	12,100 円
17:00～21:00	19,800 円	22,000 円
22:00～翌 8:00	30,800 円	33,000 円

- ③ 夜間時間帯（17:00～22:00）および、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日は 8:30～22:00）に工事を実施する場合、工事費の合計金額（時刻指定工事費を除く）から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて 1.3 倍した額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した金額をお支払いいただきます。
- ④ 深夜時間帯（22:00～翌 8:30）に工事を実施する場合、工事の合計額（時刻指定工事費を除く）から 1,000 円（税込 1,100 円）を差し引いて、1.6 倍した額に 1,000 円（税込 1,100 円）を加算した額をお支払いいただきます。
- ⑤ お客様宅内での工事費（基本工事費、時刻指定工事費は除きます。）の合計金額が 31,900 円を超える場 31,900 円までごとに、3,850 円の工事費加算額が発生致します。

7. 分割残債

特定事業者が提供する「フレッツ光」サービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債額がある状態で本サービスに転用した場合、開通工事費の分割残債額は引き続き当社へお支払いいただきます。

分割残債額の支払い途中で WANSTA 光アクセスサービスを解約される場合、分割残債額は最終請求時に一括でお支払いいただきます。

光コラボレーション事業者が提供する IP 通信網を使用した電気通信サービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債のある状態で本サービスに事業者変更した場合、開通工事費の分割残債額は、変更元の光コラボレーション事業者へ一括でお支払いいただきます。

■固定電話サービス

1. 基本料金

(1) 基本額

(税込)

プラン名	単位	月額利用料
固定電話サービス 1	1 利用回線ごと	550 円
固定電話サービス 2	1 利用回線ごと	1,650 円

(2) 付加機能使用料

(税込)

サービス名称	単位	月額利用料
番号表示機能	1 利用回線ごと	440 円
番号リクエスト機能	1 利用回線ごと	220 円
割込通知機能	1 利用回線ごと	330 円
電話転送機能	1 番号ごと	550 円
迷惑電話おことわり機能	1 利用回線 又は 1 番号ごと	220 円
着信通知メール機能	1 番号ごと	110 円
FAX 通知メール機能	1 番号ごと	110 円
番号追加サービス	1 番号ごと	110 円
チャンネル追加サービス*	1 利用回線ごと	220 円
テレビ電話	—	無料
高音質電話	—	無料
フリーアクセスサービス (基本機能)	1 番号ごと	1,100 円
複数回線管理機能	1 番号ごと	1,100 円
発信地域振分機能	1 番号ごと	385 円
話中時迂回機能	1 迂回グループごと	880 円
着信振分接続機能	1 振分グループごと	770 円
時間外案内機能/ 受付先変更機能	1 番号ごと	715 円
カスタマコントロール機能	—	無料
特定番号通知機能	1 番号ごと	110 円
固定電話サービス#	全国利用型	#ダイヤル番号 あたり 16,500 円
ダイヤルサービス	ブロック内利用型	#ダイヤル番号 あたり 11,000 円

グループ通話定額	1チャンネルごと	440円
----------	----------	------

* チャンネル追加サービスは、固定電話サービスと、固定電話 Biz サービスでは、月額利用料は異なります。

(3) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、合算にて請求いたします。

項目	単位	金額
ユニバーサルサービス料	1電話番号あたり	総務省公表のとおり ※1
電話リレーサービス料	1電話番号あたり	総務省公表のとおり ※2

※1 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/

※2 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/

(4) 端末設備使用料

(税込)

端末設備	WANSTA 光アクセスサービス	単位	月額利用料	
固定電話サービス 対応ルータ	WANSTA 1G	1台ごと	無料	
	WANSTA 200	1台ごと	無料	
	WANSTA 100	1台ごと	無料	
	東日本 エリア	WANSTA 1G (M・M2)	1台ごと	495円
		WANSTA 200 (M・M2)	1台ごと	495円
		WANSTA 100 (M・M2)	1台ごと	495円
	西日本 エリア	WANSTA 1G (M・M2)	1台ごと	220円
		WANSTA 200 (M・M2)	1台ごと	220円
		WANSTA 100 (M・M2)	1台ごと	220円
無線 LANカード	東日本エリア	1枚ごと	330円	
	西日本エリア	1枚ごと	110円	

* WANSTA 10G および WANSTA 10G (M) をご契約で、固定電話サービス 1 又は 2 のご利用には「WANSTA 10G 対応レンタルルータ」(月額 550 円) のご利用が必須となります。

2. 工事費

(税込)

工事区分		単位	料金	
基本 工事費	派遣工事	1工事ごと	8,250円	
	無派遣工事	1工事ごと	2,200円	
交換機等 工事費	基本機能	1利用回線ごと	1,100円	
	発信者番号通知の変更を行う場合	1番号ごと	770円	
	付 加 機 能	番号表示機能	1利用回線ごと	1,100円
		番号リクエスト機能	1利用回線ごと	1,100円
		割込通知機能	1利用回線ごと	1,100円
		電話転送機能	1番号ごと	1,100円
迷惑電話おことわり機能		1利用回線	1,100円	

		又は 1 番号ごと	
	着信通知メール機能	1 番号ごと	1,100 円
	FAX 通知メール機能	1 番号ごと	1,100 円
	番号追加サービス	1 番号ごと	770 円
	チャンネル追加サービス*	1 利用回線ごと	1,100 円
	テレビ電話	—	無料
	高音質電話	—	無料
	特定番号通知機能	1 番号ごと	1,100 円
	同番移行	1 番号ごと	2,200 円
	固定電話サービス #ダイヤルサービス	1 番号ごと	1,100 円
	フリーアクセスサービス (基本機能)	1 番号ごと	1,100 円
	発信地域振分	1 利用回線ごと	1,100 円
	話中時迂回機能	1 迂回グループごと	1,100 円
	着信振分接続機能	1 振分グループごと	1,100 円
	時間外案内機能/ 受付先変更機能	1 番号ごと	715 円
	カスタマコントロール機能	1 番号ごと	1,100 円
	特定番号通知機能	1 番号ごと	1,100 円
機器	機器設置工事費	1 台ごと	1,650 円
工事費	機器設定費	1 台ごと	1,100 円
	同番移行工事費	1 番号ごと	2,200 円
	加入電話等利用休止工事費	1 加入権ごと	1,100 円

■固定電話 Biz サービス

1. 基本料金

(1) 基本額

(税込)

プラン名	単位	月額利用料
固定電話 Biz サービス 8	1 利用回線ごと	1,430 円
固定電話 Biz サービス 32	1 利用回線ごと	1,210 円

* WANSTA100 (M) および (M2) の一部サービスでは固定電話 Biz サービス 8 および 32 をご利用いただけません。

(2) 付加機能使用料

(税込)

サービス名称		単位	月額利用料
番号表示機能		1 利用回線ごと	1,320 円
番号リクエスト機能		1 利用回線ごと	660 円
電話転送機能		1 番号ごと	550 円
迷惑電話おことわり機能		1 利用回線 又は 1 番号ごと	220 円
着信通知メール機能		1 番号ごと	110 円
FAX 通知メール機能		1 番号ごと	110 円
番号追加サービス		1 追加番号ごと	110 円
チャンネル追加 サービス*	固定電話 Biz サービス 8	1 チャンネルごと	440 円
	固定電話 Biz サービス 32	1 チャンネルごと	1,100 円
テレビ電話		—	無料
高音質電話		—	無料
フリーアクセスサービス		1 着信課金番号ごと	1,100 円
(基本機能)	複数回線管理機能	1 番号ごと	1,100 円
	発信地域振分機能	1 番号ごと	385 円
	話中時迂回機能	1 迂回グループごと	880 円
	着信振分接続機能	1 振分グループごと	770 円
	時間外案内機能/ 受付先変更機能	1 番号ごと	715 円
	カスタマ コントロール機能	—	無料
特定番号通知機能		1 番号ごと	110 円
固定電話サービ ス #ダイヤルサ ービス	全国利用型	#ダイヤル番号 ごと	16,500 円
	ブロック内利用型	#ダイヤル番号 ごと	11,000 円
グループ通話定額		1 チャンネルごと	440 円

* 「グループ通話定額」のご利用条件

NTT 東日本エリアと NTT 西日本エリアをまたいでや、固定電話サービス、固定電話 Biz サービス以外の NTT や他社コラボレーション回線間でのグループを構成することはできません。同一回線で複数のグループを登録することもできません。また「固定電話サービス 2」は提供対象外になり、「固定電話 Biz サービス 32」は、「グループ通話定額」が標準装備になるため、別途月額 440 円はかかりません。グループ内に、固定電話サービス、固定電話 Biz サービス 8、固定電話 Biz サービス 32 を混在させることも可能です。なお、グループ内に固定電話 Biz サービス 8、又は固定電話 Biz サービス 32 の契約が、1 契約以上必要です。契約単位は回線単位でのご契約となり、チャンネル単位・電話番号単位でのご契約はできません。チャンネル数の増減があった場合は、日割り計算にて定額料を請求いたします。

(3) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、合算にて請求いたします。

項目	単位	金額
ユニバーサルサービス料	1 電話番号あたり	総務省公表のとおり ※1
電話リレーサービス料	1 電話番号あたり	総務省公表のとおり ※2

※1 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/

※2 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/

(4) 端末設備使用料

(税込)

端末設備	単位	月額利用料
4 チャンネル対応機器	1 台ごと	1,100 円
8 チャンネル対応機器	1 台ごと	1,650 円
23 チャンネル対応機器	1 台ごと	5,940 円

2. 工事費

(税込)

工事区分		単位	料金	
基本 工事費	派遣工事	1 工事ごと	8,250 円	
	無派遣工事	1 工事ごと	2,200 円	
交換機等 工事費	基本機能	1 利用回線ごと	1,100 円	
	発信者番号通知の変更を行う場合	1 番号ごと	770 円	
	付加機能	番号表示機能	1 利用回線ごと	1,100 円
		番号リクエスト機能	1 利用回線ごと	1,100 円
		割込通知機能	1 利用回線ごと	1,100 円
		電話転送機能	1 番号ごと	1,100 円
		迷惑電話おことわり機能	1 利用回線 又は 1 番号ごと	1,100 円
		着信通知メール機能	1 番号ごと	1,100 円
		FAX 通知メール機能	1 番号ごと	1,100 円
		番号追加サービス	1 番号ごと	770 円
		チャンネル追加サービス	1 利用回線ごと	1,100 円
		テレビ電話	—	無料
	高音質電話	—	無料	
	同番移行	1 番号ごと	2,200 円	
固定電話サービス #ダイヤルサービス	1 番号ごと	1,100 円		
フリーアクセスサービス (基本機能)	1 番号ごと	1,100 円		
	発信地域振分	1 サービス番号 ごと	1,100 円	
話中時迂回機能	1 サービス番号	1,100 円		

		ごと	
	着信振分接続機能	1 サービス番号ごと	1,100 円
	時間外案内機能／ 受付先変更機能	1 番号ごと	1,100 円
	カスタマ コントロール機能	1 サービス番号ごと	1,100 円
	特定番号通知機能	1 番号ごと	1,100 円
機器	4 チャンネル対応機器設置工事費	1 装置ごと	8,800 円
工事費	8 チャンネル対応機器設置工事費	1 装置ごと	10,450 円
	2 3 チャンネル対応機器設置工事費	1 装置ごと	17,600 円
同番移行工事費		1 番号ごと	2,200 円
加入電話等利用休止工事費		1 加入権ごと	1,100 円

■全サービス共通

1. 事務手数料

(税込)

費目	料金
新規契約事務手数料	3,300 円
転用契約事務手数料	3,300 円
事業者変更契約事務手数料	3,300 円
請求書発行手数料	220 円
口座振替手数料	220 円

- * 郵送による請求書をご希望の場合、請求書発行手数料 220 円 / 1 通 をご負担していただきます。
- * 銀行振込は、振込手数料をご負担していただきます。
- * 口座振替は、口座振替手数料 220 円 / 月 をご負担していただきます。

2. レンタル機器損害金

契約者は、当社が貸与したレンタル機器を紛失、破損した場合および当社の指定する返却期限までに返却しない場合、次の機器損害金を支払うものとします。

(非課税)

レンタル機器名	機器損害金 (1 台あたり)
固定電話サービス対応ルータ	最大 12,000 円
増設用無線 LAN カード	最大 1,000 円
4 チャンネル対応機器	最大 58,000 円
8 チャンネル対応機器	最大 58,000 円
2 3 チャンネル対応機器	最大 360,000 円

以上

別紙4 料金表（国内通話・データ転送サービス）

（税込）

項目		単位	利用料	
国内通話	音声	固定電話サービスへの通話	3分までごと 8.80円	
		NTT 東日本・NTT 西日本の加入電話、INS ネットへの通話および、117（時報）・171（災害伝言ダイヤル）等への通話	3分までごと 8.80円	
		他社固定電話への通話	3分までごと 8.80円	
		携帯電話への通話	1分までごと 17.60円	
		他社 IP 電話（050 番号）への通話	3分までごと 11.55円	
	データ転送サービス	データ転送サービス対応機器からデータ転送サービス対応機器へのデータ通信	利用帯域：64kbps まで	30秒までごと 1.10円
			利用帯域：64kbps 超～512kbps まで	30秒までごと 1.65円
			利用帯域：512kbps 超～1Mbps まで	30秒までごと 2.20円
	テレビ電話	テレビ電話端末からテレビ電話端末への映像通信	利用帯域：2.6Mbps まで	3分までごと 16.50円
	その他	上記以外の通信（音声・データ転送サービス、テレビ電話等を複数利用した場合等）	利用帯域：2.6Mbps 超	3分までごと 110.00円
国際通話	音声 固定電話サービスの国際通話	別紙5 料金表（国際電話・衛星電話）に記載		

* 国際通話および衛星通話の通信料金は、別紙4 料金表（国際通話・衛星通話）に定めるとおりとします。

以上

別紙5 料金表（国際通話・衛星通話）

1. 国際通話料

単位：円（1分ごと）／消費税不要

国	国番号	利用料
アイスランド共和国	354	70 円
アイルランド	353	20 円
アゼルバイジャン共和国	994	70 円
アセンション島	247	250 円
アゾレス諸島	351	35 円
アフガニスタン・イスラム共和国	93	160 円
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	1	9 円
アラブ首長国連邦	971	50 円
アルジェリア民主人民共和国	213	127 円
アルゼンチン共和国	54	50 円
アルバ	297	80 円
アルバニア共和国	355	120 円
アルメニア共和国	374	202 円
アンギラ	1-264	80 円
アンゴラ共和国	244	45 円
アンティグア・バーブーダ	1-268	80 円
アンドラ公国	376	41 円
イエメン共和国	967	140 円
イギリス（グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国）	44	20 円
イスラエル国	972	30 円
イタリア共和国	39	20 円
イラク共和国	964	225 円
イラン・イスラム共和国	98	80 円
インド	91	80 円
インドネシア共和国	62	45 円
ウガンダ共和国	256	50 円
ウクライナ	380	50 円
ウズベキスタン共和国	998	100 円
ウルグアイ東方共和国	598	60 円
英領バージン諸島	1-284	55 円
エクアドル共和国	593	60 円
エジプト・アラブ共和国	20	75 円

エストニア共和国	372	80 円
エスワティニ王国	268	45 円
エチオピア連邦民主共和国	251	150 円
エリトリア国	291	125 円
エルサルバドル共和国	503	6 円
オーストラリア連邦	61	20 円
オーストリア共和国	43	30 円
オマーン国	968	80 円
オランダ王国	31	20 円
オランダ領アンティール	599、1-721	70 円
ガーナ共和国	233	70 円
カーボヴェルデ共和国	238	75 円
ガイアナ共和国	592	80 円
カザフスタン共和国	7	70 円
カタール国	974	112 円
カナダ	1	10 円
カナリア諸島	34	30 円
ガボン共和国	241	70 円
カメルーン共和国	237	80 円
ガンビア共和国	220	115 円
カンボジア王国	855	90 円
ギニアビサウ共和国	245	250 円
ギニア共和国	224	70 円
キプロス共和国	357	45 円
キューバ共和国	53	112 円
ギリシャ共和国	30	35 円
キリバス共和国	686	155 円
キルギス共和国	996	140 円
グアテマラ共和国	502	50 円
グアドループ島	590	75 円
グアム	1-671	20 円
クウェート国	965	80 円
クック諸島	682	155 円
グリーンランド	299	91 円
クリスマス島	61	20 円
グレナダ	1-473	80 円
クロアチア共和国	385	101 円
ケイマン諸島	1-345	70 円

ケニア共和国	254	75 円
コートジボワール共和国	225	80 円
ココス・キーリング諸島	61	20 円
コスタリカ共和国	506	35 円
コソボ共和国	383	120 円
コモロ連合	269	80 円
コロンビア共和国	57	4 円
コンゴ共和国	242	150 円
コンゴ民主共和国	243	75 円
サイパン	1-670	30 円
サウジアラビア王国	966	80 円
サモア独立国	685	80 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	239	200 円
ザンビア共和国	260	70 円
サンピエール島・ミクロン島	508	50 円
サンマリノ共和国	378	60 円
シエラレオネ共和国	232	175 円
ジブチ共和国	253	125 円
ジブラルタル	350	90 円
ジャマイカ	1-876	75 円
ジョージア	995	101 円
シリア・アラブ共和国	963	110 円
シンガポール共和国	65	30 円
ジンバブエ共和国	263	70 円
スイス連邦	41	40 円
スウェーデン王国	46	20 円
スーダン共和国	249	125 円
スペイン	34	30 円
スペイン領北アフリカ	34	30 円
スリナム共和国	597	80 円
スリランカ民主社会主義共和国	94	75 円
スロバキア共和国	421	45 円
スロベニア共和国	386	100 円
赤道ギニア共和国	240	120 円
セネガル共和国	221	125 円
セルビア共和国	381	120 円
セントクリストファー・ネイビス連邦	1-869	79 円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	1-784	80 円

セントヘレナ島	290	250 円
セントルシア	1-758	80 円
ソマリア民主共和国	252	125 円
ソロモン諸島	677	159 円
タークス・カイコス諸島	1-649	80 円
タイ王国	66	45 円
大韓民国	82	30 円
台湾	886	30 円
タジキスタン共和国	992	60 円
タンザニア連合共和国	255	80 円
チェコ共和国	420	45 円
チャド共和国	235	250 円
中央アフリカ共和国	236	127 円
中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます。)	86	30 円
チュニジア共和国	216	70 円
朝鮮民主主義人民共和国	850	129 円
チリ共和国	56	35 円
ツバル	688	120 円
デンマーク王国	45	30 円
ドイツ連邦共和国	49	20 円
トーゴ共和国	228	110 円
トケラウ諸島	690	159 円
ドミニカ共和国	1-809、1-829、1-849	35 円
ドミニカ国	1-767	112 円
トリニダード・トバゴ共和国	1-868	55 円
トルクメニスタン	993	110 円
トルコ共和国	90	45 円
トンガ王国	676	105 円
ナイジェリア連邦共和国	234	80 円
ナウル共和国	674	110 円
ナミビア共和国	264	80 円
ニウエ	683	159 円
ニカラグア共和国	505	55 円
ニジェール共和国	227	70 円
ニューカレドニア	687	100 円
ニュージーランド	64	25 円
ネパール連邦民主共和国	977	106 円

ノーフォーク島	672	79 円
ノルウェー王国	47	20 円
バーレーン王国	973	80 円
ハイチ共和国	509	75 円
バキスタン・イスラム共和国	92	70 円
バチカン市国	39	20 円
パナマ共和国	507	55 円
バヌアツ共和国	678	159 円
バハマ国	1-242	35 円
バプアニューギニア独立国	675	50 円
バミューダ諸島	1-441	50 円
パラオ共和国	680	100 円
パラグアイ共和国	595	60 円
バルバドス	1-246	75 円
ハワイ	1	9 円
ハンガリー共和国	36	35 円
バングラデシュ人民共和国	880	70 円
東ティモール民主共和国	670	126 円
フィジー共和国	679	50 円
フィリピン共和国	63	35 円
フィンランド共和国	358	30 円
ブータン王国	975	70 円
プエルトリコ	1-787、1-939	40 円
フェロー諸島	298	75 円
フォークランド諸島	500	190 円
ブラジル連邦共和国	55	30 円
フランス共和国	33	20 円
フランス領ギアナ	594	50 円
フランス領ポリネシア	689	50 円
ブルガリア共和国	359	80 円
ブルキナファソ	226	80 円
ブルネイ・ダルサラーム国	673	62 円
ブルンジ共和国	257	70 円
米領サモア	1-684	50 円
米領バージン諸島	1-340	20 円
ベトナム社会主義共和国	84	85 円
ベナン共和国	229	80 円
ベネズエラ・ボリバル共和国	58	50 円

ベラルーシ共和国	375	80 円
ベリーズ	501	55 円
ペルー共和国	51	55 円
ベルギー王国	32	20 円
ポーランド共和国	48	40 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	60 円
ボツワナ共和国	267	75 円
ボリビア多民族国	591	55 円
ポルトガル共和国	351	35 円
香港	852	30 円
ホンジュラス共和国	504	65 円
マーシャル諸島共和国	692	110 円
マイヨット島	262	150 円
マカオ	853	55 円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	389	80 円
マダガスカル共和国	261	160 円
マディラ諸島	351	35 円
マラウイ共和国	265	127 円
マリ共和国	223	55 円
マルタ共和国	356	70 円
マルチニーク島	596	55 円
マレーシア	60	30 円
ミクロネシア連邦	691	79 円
南アフリカ共和国	27	75 円
南スーダン共和国	211	125 円
ミャンマー連邦共和国	95	90 円
メキシコ合衆国	52	35 円
モーリシャス共和国	230	70 円
モーリタニア・イスラム共和国	222	80 円
モザンビーク共和国	258	127 円
モナコ公国	377	25 円
モルディブ共和国	960	105 円
モルドバ共和国	373	101 円
モロッコ王国	212	70 円
モンゴル国	976	60 円
モンセラット	1-664	112 円
モンテネグロ	382	120 円
ヨルダン・ハシェミット王国	962	110 円

ラオス人民民主共和国	856	105 円
ラトビア共和国	371	90 円
リトアニア共和国	370	60 円
リビア	218	70 円
リヒテンシュタイン公国	423	30 円
リベリア共和国	231	75 円
ルーマニア	40	60 円
ルクセンブルク大公国	352	35 円
ルワンダ共和国	250	125 円
レソト王国	266	70 円
レバノン共和国	961	112 円
レユニオン	262	70 円
ロシア	7	45 円

2. 衛星電話

単位：円（1分ごと）

着信地域	海域番号	利用料
インマルサット-フリート	870	209 円
インマルサット-BGAN/FBB	870	209 円
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	870	700 円
インマルサット-エアロ	870	700 円
インマルサット-M4-HSD/F-HSD	870	700 円
イリジウム	881-6、881-7	250 円
スラーヤ	882-16	175 円

* 相手国内の固定電話にかける場合、携帯電話にかける場合も料金は一律です。

* 国際通話料の場合、消費税は不要です。

以上

別紙6 料金表（通信時間の測定等）

通信時間の測定

- (1) 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社又は特定事業者の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。
- (2) 次の時間は、(1)の通信時間には含みません。
 - ① 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間
 - ② 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、別途料金表に定める分数又は秒数に満たない端数の通信時間

以上

別紙 7

1. 相互接続通信の料金等の取り扱い

(1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。

ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社が別に定める事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI 株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

(2) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信（(4) から (7) に定めるものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が別に定める料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。ただし、当社又は特定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表又は特定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) 上記 (2) に定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(4) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等（当社が別に定める中継事業者もしくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします）に係る相互接続通信（中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信（中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社が別に定めるものに限り）に限り、以下この条において同じとします）以外の他社相互接続通信を伴うとき。その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

イ ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

ウ 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところにより

ます。

- (5) 当社が別に定める接続形態により行われる相互接続通信のうち当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに定める料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

- (6) (2) から (5) の定めにかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申し込み等のためにそれぞれの業務を行う本サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、本規約に定めるところによります。

- (7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る事業者（その通信が 2 以上の事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る事業者との間の相互接続協定において定める事業者とします）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2. 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下、「技術基準適合認定規則」という。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準および技術的条件に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に定める登録認定機関又は事業法第 104 条第 2 項に定める承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第 14 号に定める表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条第 2 項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは当社所定の

書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」という。）第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の定めに基づいて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

3. 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

4. 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準および技術的条件に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務

大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するものを除き、その接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5) の定めるに準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5. 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の定めに従って取り扱います。

6. 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。

7. 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
 - (ア) 契約の申し込みの承諾年月日
 - (イ) 契約者回線番号
 - (ウ) 契約者の住所又は居所および氏名
 - (エ) 接続契約者回線等の終端のある場所
 - (オ) その本サービスの種類、品目および細目
 - (カ) 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日および受付番号
 - (キ) 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人は、(1) の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、本サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社が別途定める手数料の支払いを要します。契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて同意していただきます。

8. 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービス取扱所において、その本サービスおよび附帯サービスの

料金その他の債務（本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下、「支払証明書」という。）を発行します。

- (2) 契約者等は、(1) の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、以下に定める手数料および郵送料等の支払いを要します。

支払証明書の発行手数料（税込）

名目	発行手数料
支払証明書 1 枚	440 円

- * 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）および郵送料（実費）が必要な場合があります。

- (3) 契約者は、当社が(1) の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

9. 他事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、本サービスに係る契約の申し込みをする者又は契約者から要請があったときは、当社が別に定める事業者の電気通信サービスの利用に係る申し込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

10. 端末設備の提供

- (1) 当社は契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
- (2) 契約者は、(1) の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金および工事に関する費用を支払っていただきます。

11. 情報料回収代行の承諾

契約者は、有料情報サービス（本サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下、「情報提供者」という。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

12. 情報回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、11（情報料回収代行の承諾）の定めるにより回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る本サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1) の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

13. 情報回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

14. 新聞社等の基準

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

区分	基準
1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2. 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に定める基幹放送事業者および同条第24号に定める基幹放送局提供事業者
3. 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15. 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

別途、当社が指定するところによります。

16. IP電話事業者の電気通信サービス

別途、当社が指定するところによります。

以上